

中小企業者等に対する金融円滑化にかかる対応措置等の概要について

平成30年 4月 1日
みやぎ登米農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1. 金融円滑化にかかる基本的方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、別紙1に掲載しております。

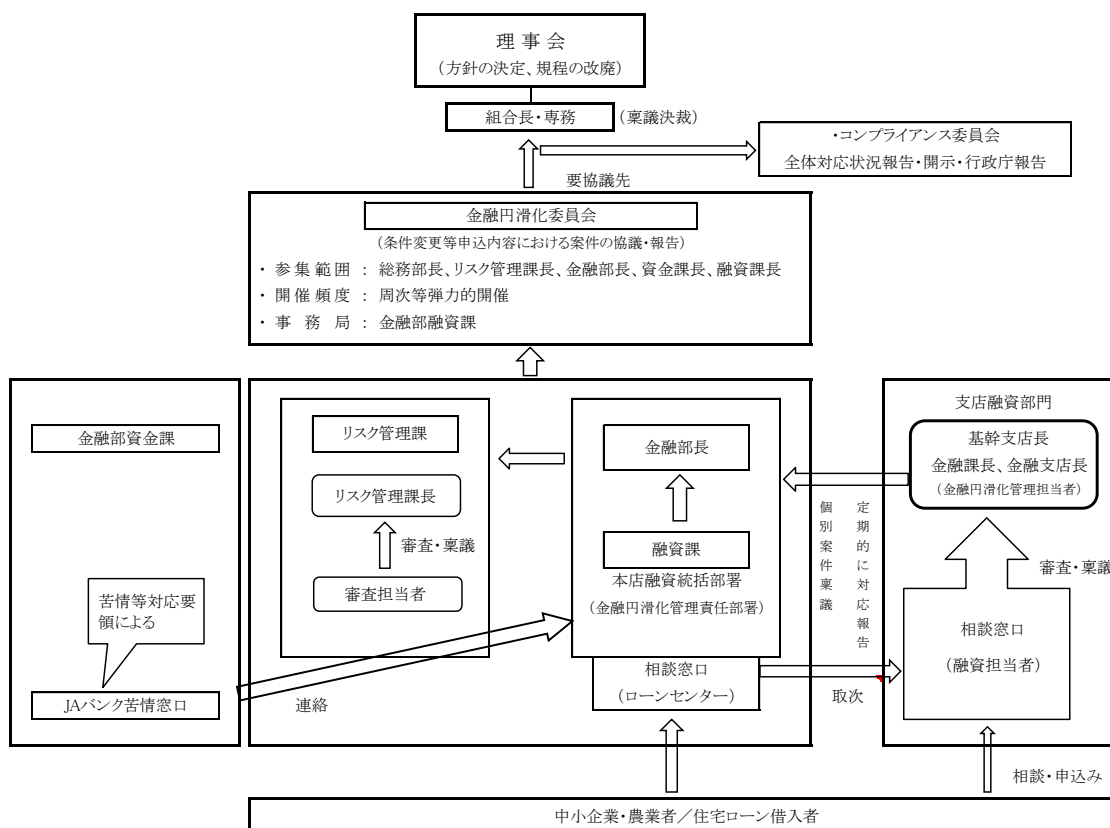
2. 金融円滑化にかかる体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 代表理事専務以下、常務理事、部長、室長、基幹支店長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部融資課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 融資業務を取り扱う支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部融資課へ報告することとしております。
- (4) 融資業務を取り扱う支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

なお、金融円滑化にかかる条件変更等の実施状況を適切に把握するための体制については、以下のとおりとなっております。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制(全体の管理体制及び個別案件対応)(イメージ)



3. 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部融資課に設置しているほか、各支店においても承っております。各支店での相談窓口は、次表のとおりとなっております。

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	登米市迫町佐沼字中江三丁目 9 番地の 1	金融部融資課	0220-22-8214
迫支店	登米市迫町佐沼字中江三丁目 9 番地の 1	融資相談窓口	0220-22-8217
新田支店	登米市迫町新田字狼ノ欠 20 番地の 115	融資相談窓口	0220-28-2211
とよま支店	登米市登米町寺池日子待井 82 番地	融資相談窓口	0220-52-4111
豊里支店	登米市豊里町上町裏 124 番地	融資相談窓口	0225-76-4141
石越支店	登米市石越町北郷字長根 126 番地	融資相談窓口	0228-34-3111
南方支店	登米市南方町西山成前 71 番地の 6	融資相談窓口	0220-58-2311
よねやま支店	登米市米山町西野字西裏 8	融資相談窓口	0220-55-2231
なかだ支店	登米市中田町石森字駒牽 265 番地の 1	融資相談窓口	0220-34-3511
東和支店	登米市東和町錦織字内ノ目 71 番地の 1	融資相談窓口	0220-44-3211

(2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部資金課に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部資金課に連絡をし、金融部資金課と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。苦情等対応については、別紙 2 のとおりとなっております。

4. 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 条件変更を行った中小企業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について

金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

(2) 条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について

特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の融資担当者を中心に営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成について

経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な会議研修、指導を行っております。

5 貸付条件変更等の実施状況（債務者が中小企業者である場合）

別表1のとおり

6 貸付条件変更等の実施状況（債務者が住宅資金借入者である場合）

別表2のとおり

金融円滑化にかかる基本方針

みやぎ登米農業協同組合（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当 J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧の説明するよう努めます。
- 4 当 J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J Aは、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 ADR 手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、

お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 代表理事専務以下、常務理事、部長、室長、基幹支店長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

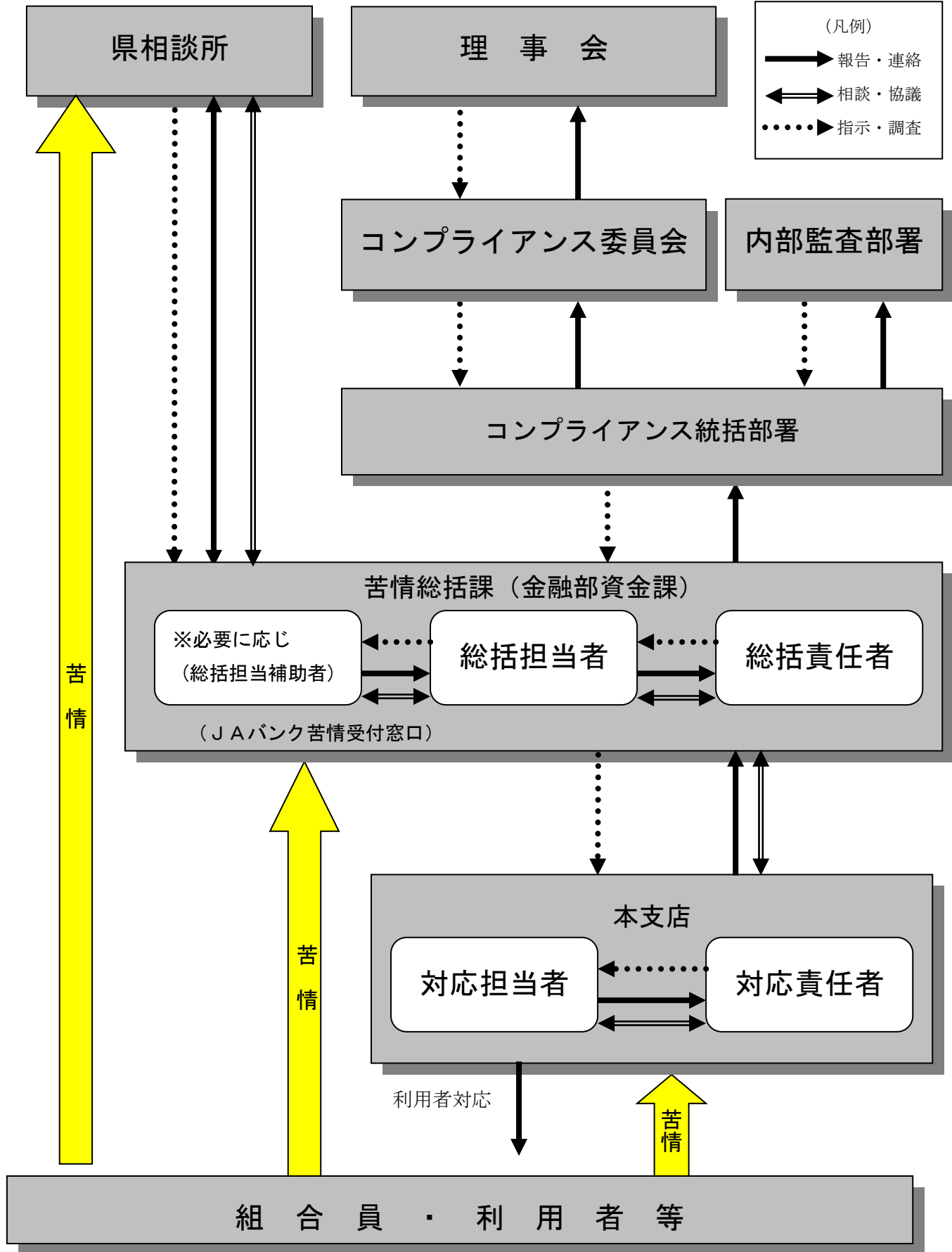
附則

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

苦情等対応フロー図



貸付条件変更等の実施状況(債務者が中小企業者である場合)

【金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況】

(金額単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	1	7	14	11	30	14	46	14	46	15	63	15	63
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	6	13	10	25	13	37	14	46	15	63	15	63
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	1	1	1	1	4	1	9	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	平成23年9月末		平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年6月末		平成24年9月末		平成24年12月末		平成25年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	15	63	18	79	18	79	18	79	18	79	24	104	25	114
うち、実行に係る貸付債権の額	15	63	18	79	18	79	18	79	18	79	24	104	24	104
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【金融円滑化法期限到来後の実施状況】

(金額単位:百万円)

	平成25年6月末		平成25年9月末		平成25年12月末		平成26年3月末		平成26年6月末		平成26年9月末		平成26年12月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	26	125	26	125	26	125	26	125	26	125	26	125	26	125
うち、実行に係る貸付債権の額	24	104	25	114	25	114	25	114	25	114	25	114	25	114
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10

	平成27年3月末		平成27年6月末		平成27年9月末		平成27年12月末		平成28年3月末		平成28年6月末		平成28年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	27	128	28	132	28	132	36	187	36	187	36	187	37	197
うち、実行に係る貸付債権の額	26	117	27	121	27	121	33	155	33	155	33	155	33	155
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	2	21	2	21	2	21	2	21
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10

(金額単位:百万円)

	平成28年12月末		平成29年3月末		平成30年3月末								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額							
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	39	199	39	199	43	218							
うち、実行に係る貸付債権の額	33	155	33	155	37	174							
うち、謝絶に係る貸付債権の額	2	21	2	21	2	21							
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0							
うち、取下げに係る貸付債権の額	4	23	4	23	4	23							

貸付条件変更等の実施状況(債務者が住宅資金借入者である場合)

【金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況】

(金額単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	1	12	2	22	3	41	3	41	3	41	3	41
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	2	22	2	22	2	22	2	22	2	22
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	1	18	1	18	1	18	1	18
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	平成23年9月末		平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年6月末		平成24年9月末		平成24年12月末		平成25年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3	41	4	53	4	53	4	53	5	71	5	71	5	71
うち、実行に係る貸付債権の額	2	22	2	22	3	34	3	34	3	34	4	53	4	53
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	1	11	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【金融円滑化法期限到来後の実施状況】

(金額単位:百万円)

	平成25年6月末		平成25年9月末		平成25年12月末		平成26年3月末		平成26年6月末		平成26年9月末		平成26年12月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	6	85	6	85	6	85	6	85	6	85	6	85	6	85
うち、実行に係る貸付債権の額	4	53	5	66	5	66	5	66	5	66	5	66	5	66
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
うち、審査中の貸付債権の額	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	平成27年3月末		平成27年6月末		平成27年9月末		平成27年12月末		平成28年3月末		平成28年6月末		平成28年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	6	85	6	85	7	86	7	86	7	86	7	86	7	86
うち、実行に係る貸付債権の額	5	66	5	66	6	68	6	68	6	68	6	68	6	68
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(金額単位:百万円)

	平成28年12月末		平成29年3月末		平成30年3月末								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額							
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	7	86	7	86	7	86							
うち、実行に係る貸付債権の額	6	68	6	68	6	68							
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	18	1	18	1	18							
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0							
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0							